

## 空調設備保守点検業務委託仕様書

### 1 件名

ともかぜ振興会館空調設備保守点検業務委託

### 2 履行場所

那覇市金城3丁目5番地3

ともかぜ振興会館

※RC造3階建 一部鉄骨造(屋根) 建物面積 1,934.41 m<sup>2</sup> 延べ面積 2,842.41 m<sup>2</sup>

### 3 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 業務の内容

フロン排出抑制法に基づく空調設備の定期点検、簡易点検及びフィルター清掃並びに換気設備の点検を行う。

#### (1) 空調設備

##### ① 対象機器

室外機 11(内ガス式5)、室内機 35(内パッケージエアコン3)、床置き室内機(ガス式)3

##### ② 作業頻度

ア 定期点検：年1回

※フロン排出抑制法に基づく定期点検

イ 簡易点検：年4回(1回は定期点検に含む)

※フロン排出抑制法に基づく3月に1回の簡易点検

ウ フィルター清掃：年2回(ルームエアコン14台を含む)

#### (2) 換気設備

① 対象機器 全熱交換器 14 他

② 作業頻度 点検及び清掃：年1回

#### (3) その他事項

① 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に具体的な記載のないものであっても、本業務対象設備の付属品等の点検や、業務の性質上、受託者が当然行うべきもの及び軽微な事項は受託者が実施する。

② 受託者は、本業務を的確に行うために、適正な人員を配置し業務全般の進捗管理を行うとともに、総合的な管理の責任をもって自主的、計画的、かつ積極的に行わなければならない。

③ 本業務の対象設備等の種別・数量について本仕様書に記載の内容と現況に相違がある場合は、現況を優先する。この場合において、受託者は速やかに発注

者の担当職員に報告する。

- ④ 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。
- ⑤ 受託者は、本業務に関連する法令等の改正があった場合は、遅滞なく当該業務の見直しを行い、担当職員に報告するものとする。
- ⑥ 本業務の実施に伴って必要な官公庁その他関係機関への手続は、受託者が自らの負担において行うものとする。
- ⑦ 受託者は本業務の全部を一括して再委託してはならない。また、受託者が本業務の一部について再委託しようとする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。
- ⑧ 受託者は、点検等の業務を実施したときは、その結果についての報告書を発注者に提出するものとする。
- ⑨ 委託料の支払いは、点検等の業務実施後に行うものとし、その内訳は、契約書に定めるものとする。

## 5 協議等

本業務の実施において、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。